

# ヒ ア リ ン グ 資 料（その 1）

平成 2 0 年 6 月 2 7 日

厚生労働省・社会保険庁

- |                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 1. 年金記録問題と日本年金機構について | … | 1 |
| 2. システム刷新のスケジュールについて | … | 2 |

# 1. 年金記録問題と日本年金機構

## (1) 日本年金機構における年金記録問題への対応

- 日本年金機構の設置までの間、社会保険庁において着実に年金記録問題への対応を進める結果、日本年金機構では、主として次のような残された業務を実施することとなる。
  - ① 「ねんきん定期便」や年金相談による年金記録の確認に関する業務
  - ② 各種の解明作業を行っても本人特定が困難な記録等についての管理等に関する業務
  - ③ コンピュータ記録と紙台帳との突合せに関する業務
  - ④ 年金記録確認第三者委員会に関する調査業務
- 年金記録の管理・運営は国（厚生労働大臣）が責任をもって遂行する。社会保険庁が保有している国民の方々の年金記録は、具体的な事務処理を行う「日本年金機構」にすべて確実に継承する。
- 機構においては、年金記録に関する事務処理に責任をもって対応し、人員体制については、既存の人員のほか暫定的・機動的に有期雇用、派遣、外部委託等で対応する。

## (2) 日本年金機構において年金記録を正確・確実に管理するための体制の構築

- 年金記録問題発生組織上の要因として、社会保険庁におけるガバナンスの欠如があったことを踏まえ、機構においては、国民の方々の年金記録を正確・確実に管理するため、ガバナンスを強化し、適切な体制を構築する。
- 機構の設立に向けて、年金業務・組織再生会議での議論や、民間等の取組も踏まえ、組織構造、人材、業務管理、監査、外部委託管理・監視等の具体的な在り方について検討を進める。
- 厚生労働省年金局に設ける年金事業管理組織において、機構に対する管理・監督を適切に実施するとともに、厚生労働省は、機構に対する必要な支援を行う。

## 2. システム刷新のスケジュールについて

### (1) これまでの経過

- 社会保険オンラインシステムの刷新については、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成19年3月までに基本設計を行った。これに引き続き詳細設計の工程に入る予定としていたが、「日本年金機構法案」が国会審議中であったため、同法の成立を待って、その後の工程を進めることとした。
- さらにこの間、年金記録問題の解決が大きな課題となり、総務省に「年金記録問題検証委員会」が設けられ、平成19年10月の同委員会の報告書において、現行システムの機能に係る同委員会の検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映することや、業務プロセスの見直しを進めること等の指摘を受けた。
- 平成19年12月、内閣官房の電子政府評価委員会の下に、社会保険庁の刷新に向けた取組みが年金記録問題検証委員会報告書の指摘事項を適切に反映したものとなっているか等について、第三者的な見地から専門的に点検・評価等を行う「社会保険オンラインシステム最適化評価ワーキンググループ」が設置され、その点検・評価を受けているところ。

### (2) 今後の取組

- 今後、これらのご指摘等や、年金業務・組織再生会議の最終整理を踏まえ、引き続き業務の細部の検討等を進めた上で、基本設計の修正等を行い、詳細設計以降の工程を進めていく。
- これまで進めてきた業務・システムの刷新の大枠には変動が無いが、例えば、届書等の審査業務について一次審査を外部委託することに伴う業務フローの見直しなど、年金業務・組織再生会議のご議論を踏まえた事項も含め、適切にシステム開発に反映させる。
- 開発スケジュールや刷新システムの稼働時期については、今後、明らかにしてまいりたい。